

(協議第21号 地方税の取扱いについて)別紙

(平成28年4月1日現在)

区 分	現 況	
	小田原市	南足柄市
個人市民税	<p>1 税率</p> <p>(1) 均等割 3,500円</p> <p>(2) 所得割 6%</p> <p>2 納期</p> <p>(1) 普通徴収 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日</p> <p>(2) 給与特別徴収 毎月10日(納入期限)</p> <p>(3) 年金特別徴収 奇数月10日(納入期限)</p> <p>3 減免基準</p> <p>次に該当する者のうち、特に必要があると認める者</p> <p>(1) 災害により、一定の基準に該当することとなった者</p> <p>(2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けるに至ったとき</p> <p>(3) 納税者又はその者と生計を一にする親族が医療のために異常な出費をしたとき</p> <p>(4) 退職、失業その他特別の理由によりその年の見込合計所得金額が著しく減少した場合</p> <p>(5) 学生又は生徒</p>	<p>1 税率</p> <p>(1) 均等割 3,500円</p> <p>(2) 所得割 6%</p> <p>2 納期</p> <p>(1) 普通徴収 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日</p> <p>(2) 給与特別徴収 毎月10日(納入期限)</p> <p>(3) 年金特別徴収 奇数月10日(納入期限)</p> <p>3 減免基準</p> <p>次に該当する者のうち、特に必要があると認める者</p> <p>(1) 災害により、一定の基準に該当することとなった者</p> <p>(2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けるに至ったとき</p> <p>(3) 納税者又はその者と生計を一にする親族が医療のために異常な出費をしたとき</p> <p>(4) 失業その他特別の理由によりその年の見込合計所得金額が著しく減少した場合</p> <p>(5) 学生又は生徒で前年が勤労学生</p>

	<p>(6) <u>納税者が死亡した場合</u></p> <p>(7) 市長が特別の理由があると認める場合</p> <p>4 非課税基準 地方税法第295条の規定による。ただし、均等割非課税基準は、市税条例で<u>基準額35万円、加算額21万円</u>と規定</p> <p>5 課税免除等 租税条約により課税されない外国人</p>	<p>(6) 市長が特別の理由があると認める場合</p> <p>4 非課税基準 地方税法第295条の規定による。ただし、均等割非課税基準は、市税条例で<u>基準額32万円、加算額19万円</u>と規定</p> <p>5 課税免除等 租税条約により課税されない外国人</p>
法人市民税	<p>1 税率 (1) 均等割 地方税法に規定する標準税率を適用（別紙「税率一覧表」参照） (2) 法人税割 地方税法に規定する制限税率を適用。ただし、資本金等10億円未満の法人は軽減（別紙「税率一覧表」参照）</p> <p>2 納期（申告納付期限） 事業年度終了日から2か月後</p> <p>3 減免基準 (1) 公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動法人等で収益事業を行わないもの (2) 市長が特別の事由があると認める場合</p> <p>4 非課税基準 地方税法第296条の規定による</p>	<p>1 税率 (1) 均等割 地方税法に規定する標準税率を適用（別紙「税率一覧表」参照） (2) 法人税割 地方税法に規定する制限税率を適用。ただし、資本金等10億円未満の法人は軽減（別紙「税率一覧表」参照）</p> <p>2 納期（申告納付期限） 事業年度終了日から2か月後</p> <p>3 減免基準 (1) <u>公共法人</u>、公益法人、特定非営利活動法人等で収益事業を行わないもの (2) 市長が特別の事由があると認める場合</p> <p>4 非課税基準 地方税法第296条の規定による</p>

<p>固定資産税</p>	<p>1 税率 1.4%</p> <p>2 納期 第1期 5月1日～ 5月31日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 <u>11月1日～11月30日</u> 第4期 <u>2月1日～ 2月28日</u></p> <p>3 減免基準 (1) 災害により固定資産が滅失し、又は甚大な損害を受けたとき (2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有し、かつ、自ら使用する固定資産 (3) 公益事業のため固定資産を使用し、収益をすることができないとき (4) 上記との均衡上、特に減額又は免除を必要と認めるとき</p> <p>4 非課税基準 地方税法第348条第1項の規定による</p> <p>5 課税免除等 公益上その他の事由により課税を不相当とする場合</p>	<p>1 税率 1.4%</p> <p>2 納期 第1期 5月1日～ 5月31日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 <u>9月1日～ 9月30日</u> 第4期 <u>12月1日～12月31日</u></p> <p>3 減免基準 (1) 災害により固定資産が滅失し、又は甚大な損害を受けたとき (2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有し、かつ、自ら使用する固定資産 (3) 公益事業のため固定資産を使用し、収益をすることができないとき (4) 上記との均衡上、特に減額又は免除を必要と認めるとき</p> <p>4 非課税基準 地方税法第348条第1項の規定による</p> <p>5 課税免除等 公益上その他の事由により課税を不相当とする場合</p>
--------------	--	--

<p>軽自動車税</p>	<p>1 税率 地方税法に規定する標準税率を適用。ただし、小型特殊自動車は、市税条例において農耕作業用とその他のものに区分し、農耕作業用は2,400円、その他のものは5,900円の税率を適用している。(別紙「税率一覧表」参照)</p> <p>2 納期 5月11日～5月31日</p> <p>3 減免基準 (1) <u>公益上その他の理由により特に減額又は免除を必要とする軽自動車等</u> (2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有し、かつ、自ら使用する軽自動車等 (3) 障がい者又は障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、障がい者又は障がい者と生計を一にする者が運転するもの (4) 構造が専ら障がい者の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>4 非課税基準 地方税法第443条第1項の規定による</p> <p>5 課税免除等 軽自動車等のうち、商品であって使用しないものについては、軽自動車税を課さない</p>	<p>1 税率 地方税法に規定する標準税率を適用。ただし、小型特殊自動車は、市税条例において農耕作業用とその他のものに区分し、農耕作業用は2,400円、その他のものは5,900円の税率を適用している。(別紙「税率一覧表」参照)</p> <p>2 納期 5月11日～5月31日</p> <p>3 減免基準 (1) <u>公益のため直接使用するもの</u> (2) 生活保護法の生活扶助を受けている者が所有し、使用するもの (3) 身体障害者等 <u>(手帳の交付を受けているすべての者)</u> が所有する軽自動車等で、本人又は本人と生計を一にする者が運転するもの (4) 身体障害者等の利用に供するための構造変更がなされたもの</p> <p>4 非課税基準 地方税法第443条第1項の規定による</p> <p>5 課税免除等 軽自動車等のうち、商品であって使用しないものについては、軽自動車税を課さない</p>
--------------	---	--

市たばこ税	<p>1 税率（一定税率）</p> <p>(1) 旧三級品 千本につき、2,925円</p> <p>(2) 旧三級品以外 千本につき、5,262円</p> <p>2 納期（申告納付期限） 毎月末日までに前月分を納付</p> <p>3 課税免除等</p> <p>地方税法第469条の規定による</p>	<p>1 税率（一定税率）</p> <p>(1) 旧三級品 千本につき、2,925円</p> <p>(2) 旧三級品以外 千本につき、5,262円</p> <p>2 納期（申告納付期限） 毎月末日までに前月分を納付</p> <p>3 課税免除等</p> <p>地方税法第469条の規定による</p>
都市計画税	<p>1 税率 0.2%</p> <p>2 納期</p> <p>第1期 5月1日～ 5月31日</p> <p>第2期 7月1日～ 7月31日</p> <p>第3期 11月1日～ 11月30日</p> <p>第4期 2月1日～ 2月28日</p> <p>3 減免基準</p> <p>(1) 災害により固定資産が滅失し、又は甚大な損害を受けたとき</p> <p>(2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有し、かつ、自ら使用する固定資産</p> <p>(3) 公益事業のため固定資産を使用し、収益をすることができないとき</p> <p>(4) 上記との均衡上、特に減額又は免除を必要と認めるとき</p> <p>4 非課税基準</p>	<p>1 税率 0.2%</p> <p>2 納期</p> <p>第1期 5月1日～ 5月31日</p> <p>第2期 7月1日～ 7月31日</p> <p>第3期 9月1日～ 9月30日</p> <p>第4期 12月1日～ 12月31日</p> <p>3 減免基準</p> <p>(1) 災害により固定資産が滅失し、又は甚大な損害を受けたとき</p> <p>(2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有し、かつ、自ら使用する固定資産</p> <p>(3) 公益事業のため固定資産を使用し、収益をすることができないとき</p> <p>(4) 上記との均衡上、特に減額又は免除を必要と認めるとき</p> <p>4 非課税基準</p>

	<p>地方税法第702条の2の規定による</p> <p>5 課税免除等 公益上その他の事由により課税を不相当とする場合</p>	<p>地方税法第702条の2の規定による</p> <p>5 課税免除等 公益上その他の事由により課税を不相当とする場合</p>
入湯税	<p>1 税率</p> <p>(1) 宿泊を伴うもの 1人1日につき150円</p> <p>(2) 宿泊を伴わないもの <u>1人1日につき100円</u></p> <p>2 納期（申告納入期限） 毎月末日までに前月分を納入</p> <p>3 課税免除等</p> <p>(1) 年齢12歳未満（小学生以下）の者</p> <p>(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p><u>(3) 入湯料金1,200円以下の鉱泉浴場へ入湯する者</u></p>	<p>1 税率</p> <p>(1) 宿泊を伴うもの 1人1日につき150円</p> <p>(2) 宿泊を伴わないもの <u>課税免除</u></p> <p>2 納期（申告納入期限） 毎月末日までに前月分を納入</p> <p>3 課税免除等</p> <p>(1) 小学生以下の者</p> <p>(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</p> <p><u>(3) 鉱泉浴場に宿泊を伴わないで入湯する者</u></p>